# 田北九州市公報

競技局ボートレース事業課】

## 発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

6

**り** 

◇告 示 ページ ○ 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保 険課] 2 ○ 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福 祉部介護保険課】 3 ◇ 公 告 ○ 北九州港港湾計画の変更の概要【港湾空港局港湾整備部計画課】 4 ◇ 上下水道局 ○ 北九州市水道条例施行規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経 営部営業課】 5 ◇ 公営競技局 ○ 北九州市モーターボート競争電話投票実施規程及び北九州市モーター ボート競争キャッシュレス投票実施規程の一部を改正する規程【公営

北九州市告示第280号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により、 指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の 規定により次のとおり告示する。

令和元年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

# 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月
				日
4 0 9 0 7	デイサロン	北九州市八幡西	株式会社楽人	令和元年
0 0 8 2 6	Olive	区岩崎四丁目1		12月1
		3番8号		日

北九州市告示第281号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定により、 指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第7 8条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

# 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月
				日
4 0 7 2 6	デイサービス	福岡県行橋市南	株式会社ハー	平成31
0 1 1 3 3	和	泉一丁目24番	トフル	年3月1
		12号		2 日
4 0 9 0 5	デイサービス	北九州市小倉南	株式会社ベリ	令和元年
0 0 5 2 3	麦わらぼう	区中吉田四丁目	ーフィン	6月30
	L	10番6号		日
4 0 7 0 2	デイサービス	北九州市若松区	有限会社サポ	令和元年
0 0 5 2 4	センターなず	大字蜑住289	ートネットワ	11月3
	な	番地 2	ーク	0 目

北九州市公告第528号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定により、北九州港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和元年12月16日

北九州港港湾管理者 北九州市 代表者 北九州市長 北 橋 健 治

#### 1 港湾計画の変更の概要

北九州港港湾計画の改訂の概要(平成24年北九州市公告第26号)によりその概要を公告した北九州港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

#### (1) 港湾環境整備施設計画

#### 緑地

地区名	面積 (ヘクタール)		
	変更前	変更後	
響灘東地区	1 1 5	1 1 1	

#### (2) 土地造成及び土地利用計画

## 土地利用計画

₩ 区 々	面積(へク	ワタール)	用途	
地区名	変更前	変更後	用 述	
新門司北地区	1 3 3	1 5 2	港湾関連用地	
	1 9	0	工業用地	
響灘東地区	4 7	4 8	港湾関連用地	
	1,008	1,013	工業用地	
	1 1 5	1 1 1	緑地	

#### 2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号北九州市港湾空港局港湾整備部計画課

北九州市上下水道局管理規程第4号

北九州市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月16日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

北九州市水道条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市水道条例施行規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第13号) の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項第1号中「第5条」を「第6条」に改め、同項第2号た だし書を削る。

付 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第20条の2第1項 第1号の改正規定は、令和元年12月16日から施行する。 北九州市公営競技局管理規程第2号

北九州市モーターボート競走電話投票実施規程及び北九州市モーターボート競走キャッシュレス投票実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月16日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司 北九州市モーターボート競走電話投票実施規程及び北九州市モーターボート競走キャッシュレス投票実施規程の一部を改正する規程

(北九州市モーターボート競走電話投票実施規程の一部改正)

第1条 北九州市モーターボート競走電話投票実施規程(平成30年北九州市 公営競技局管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(北九州市モーターボート競走キャッシュレス投票実施規程の一部改正)

第2条 北九州市モーターボート競走キャッシュレス投票実施規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 付 則

この規程は、令和元年12月16日から施行する。